

広島県水道広域連合企業団 東広島事務所長 様

申込者 住所

氏名

印

承 諾 書

建物の所在地	東広島市
建物の名称	

直結増圧方式による給水を実施するにあたり、次の事項について承諾し、適正に管理します。

1 設備管理責任者の選定

増圧装置及び減圧式逆流防止器の維持管理及び事故発生時の迅速な対応を行うため、設備管理責任者を次のとおり定めます。

設備管理責任者	住所
	氏名 印 電話

2 使用者等への周知

次の事項について、使用者等に周知します。

- (1) 停電や増圧装置の故障により増圧装置が停止したときには、非常用直結給水栓が使用可能であること。
- (2) 計画的又は緊急的な配水管等の工事若しくは水道メーターの取替えに伴う断水の際には、水が使用できなくなることがあること。また、その連絡を受けたときには、これに協力すること。
- (3) 増圧装置及び減圧式逆流防止器の故障時等の緊急連絡先

3 保守管理

増圧装置及び減圧式逆流防止器の機能を適正に保持するため、1年以内ごとに1回は定期点検を行うとともに、必要に応じて保守点検を行い、異常を発見した場合は、速やかに修繕を行います。なお、増圧装置又は減圧式逆流防止器の取替えを行ったときは、速やかに所長に届け出ます。

4 損害の補償

増圧装置等に起因して逆流又は漏水が発生し、事務所又は使用者等に損害を与えた場合は、責任をもって補償いたします。

5 設備管理責任者の変更

設備管理責任者に変更が生じたときは、速やかに所長に届け出ます。

6 給水装置所有者の変更

給水装置の所有者に変更が生じたときは、新所有者に対し、この承諾書の内容を周知させるとともに、速やかに所長に届け出ます。

7 紛争の解決

増圧装置等の不具合により第三者との間に紛争が生じた場合は、当方において解決します。